

10周年おめでとうございます！

全国権利擁護支援ネットワーク 上田晴男

この間、全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体の仲間であるいくつかの法人が、相次いで設立10周年を迎えられています。私としては、自分が所属しているPASネットをも含めて、「よくぞ10年も持ちこたえて活動を続けて来たものよ」と感慨深いものがあります。その意味で10周年を迎えられたPACガーディアンズの皆さまにとっても、大変に深い感慨をお持ちではないかと思います。ともあれ、心からのお祝いと、ここまでお疲れ様でした！そして更なる飛躍をお祈りしていますと申し上げたいと思います。

2007年に西宮から大挙して押しかけて、PACガーディアンズの皆さまと楽しい交流をさせていただいたことを昨日のように思い出します。西宮でささやかに活動を開始してほどなく、こんなことをやっている団体が全国各地にあるに違いないと、そろそろと引き連れて日本各地を行脚し始めておりました。中でもPACガーディアンズの皆さまとの出会いの場はとても印象に残っています。そのことが、後に佐藤先生を全国権利擁護支援ネットワークの代表にお迎えすることにつながっていったと思います。

権利擁護支援という言葉がどれほど根付いて来たのかわかりませんが、この10年様々な動きがありました。成年後見制度ひとつ取っても、その課題や問題点が大きく浮き彫りにされています。2014年には国連の障害者権利条約の批准があり、2016年4月からは障害者差別解消法が施行されます。私たち一人一人がその動きにしっかりコミットして、次の10年に向けての歩みを進めなければなりません。

意思決定支援が大きな課題となっています。そうした時だからこそ、PACガーディアンズが根気強く取り組まれてきたコミュニティフレンドの活動が改めて注目され、大きな期待を集めているのだと思います。

皆さまの今後の活動の発展と充実に大きな期待を込めてご挨拶とさせていただきます。

「言いたい放題」

選挙権回復裁判原告の父親(成年後見人)
名見耶 清吉

今の成年後見法は、人権擁護の考えからは遠く離れています。判断する力が弱く、契約行為の意味が理解出来ない人たち(あたしだって、たいして変わりはないんですが)の財産の現状維持に汲々としていて、被後見人等、実際の当事者の人たちがどのように考え、判断するかを、まるっきり無視しています。

管轄官庁の家裁は被後見人の人権を護るというより、財産を守ることだけしか考えていないようで、これじゃ禁治産者と同じじゃ無いかと思っています。

また、家裁の職員が後見人等の提出する報告書を細大漏らさずチェックすることなど、とても無理な話です。会計監査は、しかるべき機関に委ねて、大局的な判断だけを裁判所が行うようにしなければパンクしてしまいます。(もう手遅れかも知れませんが)

それから、この電子化時代に、どうして紙に印刷されたものでないと受け付けないんでしょうね。計算書など“EXCEL”などで作成したものを転送すれば、チェックもずっと簡単に出来るんじゃないでしょうか。ともかく、チェックが速くできれば、一年や二年分の膨大な書類を審査するのは、作る方も大変ですが、監査するのも大仕事だろうと、余計な心配をしています。これを月報などにして電子送信すれば、後見人が不正に流用するなんてことも、ある程度防げるんじゃないかと無い知恵を絞ってみましたが、無い袖は触れぬで、お粗末で申しわけありません。まだまだ、恨みつらみを並べればいっぱいあります。こんな後見人制度じゃ、国連の障害者権利条約違反で取り消されるんじゃないかなと、年寄りの心配とも愚痴ともつかぬことを思い煩っています。

コミュニティフレンドに期待すること
いわき福音協会 本田 隆光

障がいのある人と関わるのは福祉サービス事業所、学校関係者、医療関係者、企業とある一定の要件による関係がなされていますが、家族は障がいがあるということではなくはじめてから家族の一員と見ており、当たり前のひとりの人として見る関係になっています。それが家族以外でもひとりの人間として、友としての関係があるとしたらとても豊かな生活になってくるのは想像に難くありません。

NPO法人PACガーディアンズのこれまでの実践はより真剣に障がいある人と向き合う人たちに大きな関心を抱かせてきております。うれしいことに、いわきでもぜひ何とかやってみたいという相談支援専門員もいて、実際訪問をして詳細の説明と情報交換をさせていただきました。

Sさんの夢はハワイ旅行

Sさんに初めてお会いした時、「何がしたいですか？」の問いに「ハワイに行きたい！」と返ってきました。実現するには、一緒に旅行を楽しんでくれる人を探すことがカギ。まずは日帰り旅行に始まり、北海道、宮古島へと一緒に旅をしてくれる旅友ができました。旅行の手配、費用の支出について裁判所へ上申書の提出、旅行の準備の支援等、保佐人の支援内容は多岐に渡りました。

数日前に荷造りしたカバンを前日確認すると中身が入っていない、当日電話しても起きない、予想を超えることが起こり、搭乗手続きを済ませたと連絡をもらった時、どれほどホッとしたことか。現在体調を崩しているため、ハワイ旅行はもう少し先になりそうです。

実はその前にやるがあります。それは、住まいの整備。Sさんは、母親が亡くなり、ひとり自宅で暮らしています。何でも自分でやらなくてはならなくなり、初めての経験を一つ一つ積み重ねていきました。最初は一日置きに「お金がありません！」と電話。現在は毎日のお小遣いをヘルパーさんから渡してもらうようにし、その中でやりくりできるようになりました。経験がないだけでやればできる、これは大いに自信になったことでしょ

う。Sさんの最初の大きな決断は、暮らしの場をどうするか。子供の頃から生活していた住居は玄関の鍵がかからない、部屋の中は不用品で溢れ、悪質リフォームで洗濯機の排水溝が使えない等、暮らしていくには環境整備が必要でした。グループホームで複数の人と暮らす、賃貸マンションでの一人暮らし、を視野に実際に見学に行きながらSさんに決定を委ねました。半年ほどかけ、Sさんが出した答えは、現在の住居をリフォームし生活することでした。

リフォームを進めていくと想定外の工事が必要になり、裁判所にその都度上申書を提出し承認を求めました。裁判所からのなぜ必要なのか費用支出についての問い合わせ、工務店との打ち合わせ、Sさんの決断と、時間がかかりましたが、快適な住まいが完成しました。

Sさんの本当の思いはどうだろうかとも考えますが、人の気持ちは変わるものです。「自宅より他で暮らしたい」ということも今後あるかもしれません。その時はまた一緒に考えていこうと思います。

さて、ハワイ旅行はいつになることやらSさんは楽しみにしています。

創立10周年を迎えて

PACガーディアンズは、日本の後見制度が始まった翌年2001年に任意団体として活動を開始し、今後を見据え、法人後見に取り組むべく、NPOを取得したのが、2005年。昨年11月に、法人設立10周年を記念する定例勉強会を開催しました。

今、日本の後見制度の在り方が問われ、議論が交わされ、その推移を多くの方が関心を寄せていることに鑑み、初代の理事長である佐藤彰一氏に「日本の成年後見制度のこれからを考える」という演題でお話ししていただきました。参加者は会場にあふれるほどでした。

到底2時間ではならず、密度の濃い内容であると共に大変踏み込んだ内容でもあり、この紙面では、勿論私の力ではきちんと伝えることができません。ぜひネットで「権利擁護のパラダイム転換と成年後見制度の変革ー認知症や障がい者の方にも意思はあるー」を検索してみてください。

保護的・管理的である日本の後見制度。変革が求められているとともに、当面、裁判所を通さずに、本人の権利を守る方法を模索すること、後見利用理由の8割を占める相続等金銭に関するについて、きちんとした遺言書&遺言執行人をつけることなど、具体的な方法をお聞きして、私たち親にとっても、大変、有意義な内容でした。

後見制度が始まった時、これぞ親亡き後の救いと思いました。今は、本当に必要な人には大切な制度であるとしても、いったん、利用したら、もう外すことができないこと、裁判所が求めていることは、財産保全であること、などを通して、後見取得を急ぐことなく、まずは、本人を取り巻く人やサービスを豊かにしていくこと、そして、本人の意思を大切にしながら緩やかに見守っていくこと、そういう中で、後見取得の必要性を皆で、考え合うこと、などが大切と改めて思っています。

市川手をつなぐ親の会 竜田香子(理事)

「権利擁護の10年」 前PACガーディアンズ理事長(顧問弁護士) 佐藤 彰一

千葉県内の親の会の意向を受けて法人後見の受任組織を作ってから、もう10年たったのかあ、そんな思いである。当初から力を入れていた法人後見、CF(コミュニティフレンド)活動、そのそれぞれにおいて一定の社会的成果を果たしてきたことは間違いない。しかし、障害者の親御さんが抱えている難問「親なきあと」の課題には、十分に応えられないままで推移してきた。この点では、この10年のあいだに、他府県の地域福祉の中に、PACGよりも進んだ活動が見られるようになってきている。私自身、引き続き勉強をしていきたいと思っている。

成年後見、虐待対応、社会的排除の解消などなど、権利擁護をめぐる活動領域は多方面に亘る。加えてその一つ一つが重い。そして動きがある。10年前の社会的環境といまとを比べれば、どの論点をとっても隔世の感がある。家族が後見人に選任されることは少なくなったし、選任されたとしても、いまは後見支援信託の利用か監督人の利用かの選択を家族は迫られる。袖ヶ浦の県立施設での大きな虐待問題は、日本国中を震撼させ、その反省にたつて施設虐待の通報が全国的には増えているが千葉県では少なくなっている。障害者の差別を解消するための条例を全国でいち早く制定したのは千葉県であり、それが国の差別解消法に大きな影響を与えたと思うが、県民の条例の周知は低迷し、差別についての紛議が調整委員会に登場することも多くない。

権利擁護という言葉は広まった。千葉は他の都道府県からは「先進地」と言われることがある。しかし、足元の現実をみれば、千葉県は先進性と後進性の交錯する空間だと言わざるをえない。千葉県だけではない。国の動きも「日本の常識は世界の非常識」と言われる伝統を遺憾なく発揮している。障害者権利条約の批准国で、成年後見の利用を促進する立法を進める国は日本だけだろう。政治家もマスメディアも挙国一致体制が整いつつあり、都合の悪い情報や意見は、そもそも取り上げられることがない。後世の人から、この10年は、言葉だけだった、と言われたいようにしたい。すくなくとも私が関わっている範囲では、そうありたい。しかし、私が個人でできることには、おのずと限界がある。しかし、私はしぶとい。船橋市民として、言うべきことを発言しつづける覚悟である。

「PACガーディアンズの成年後見活動」 副理事長 小川 裕二

PACガーディアンズの主な活動は、障害者を対象とした、コミュニティフレンド活動と成年後見活動ですが、今回は成年後見活動の現状をお知らせします。

成年後見活動の中心は成年後見支援センターです。センターの職員体制は、3人の常勤職員と4人の非常勤職員です。センター職員が受け付ける相談件数は、毎年増加の一途をたどり、平成27年度は年間3千件を超えています。受任件数は、62件でこれも27年度1年間で10件の増加です。受任の特徴は、①本人の能力を認め自己決定を尊重するという理念から、保佐(38件)、補助(8件)での受任が中心だということです。(後見14件、未成年後見1件)②また、知的障害者(36件)、精神障害者(21件)、高次脳機能障害者(1件)ですが、最近では精神障害者の受任割合が増えてきています。③さらに、施設入所者が少なく、多くが自宅等地域での生活を送っているということです。

PACガーディアンズでは、弁護士、司法書士等の専門家の指導・援助も受け、養成講座を受けた事務執行者42名の仲間たちも、2人体制という枠組みの中で活動しています。

本人の権利を守り、本人の幸せな生活のために何ができるのか?こうした仲間たちと悩み考えながら活動をしています。

コミュニティフレンドの 利用者さん、ご家族、フレンドさん からの声をお伝えします！

【健多さんのお母様 村山園さん】

息子に浦田さんというCFさんができて5年程でしょうか。

以前作業所の職員さんだった方なのですが「作業所職員や外出のヘルパーさんとは違う人」という認識は、割合すぐに出来たようです。聴覚障害もあり両耳補聴器の息子は聴く言葉より視覚に頼りがち。なので浦田さんから自分宛のFAXやメール(私の携帯ですが)には満面の笑み。

特に誕生日おめでとうのFAXにどれだけ喜んだことか!浦田さんと自分の関係を意識できたのでしょ。

浦田さんは休日に知的障害児者のサッカークラブも主宰していて多忙、息子も余暇サークルがあるので、CFで会えるのは年数回ですが、息子が浦田さんを“気に掛けるともだち”としてずっと大切にしたいと願っています。また、浦田さんだけでなく他のCFさんや、息子の昔の同僚女性にもその交流の輪が広がったことも嬉しいことです。(Wデート!?や飲み会!)

今後どうCF活動が広がるのか…に期待しています。

【コミュニティフレンド 利用者・村山健多さん】

浦田さんとは、一緒にサッカーの練習をしたりします。

他にもご飯を食べに行ったり、飲み会に行くこともあります。

僕の誕生日には、電話やファックスをくれたりします。

会えるのが楽しみです。

浦田さんはぼくにとって大事な友だちです。



健多さんは、CFの浦田さん、浦田さんの知人、健多さんの友達と色々なところへ出かけます。4人と発見も多くて楽しさ4倍以上!!

ともだちカフェ より

コーディネーター・立石 絢子
ともだちカフェでは、今年も毎月第2土曜日にPACガーディアンズの事務所で「ともだちカフェ」を行っています。

特に何かを決めてやっていたりはありません。

基本的にみんなでお茶を飲んだり、お菓子を食べながら楽しく話をしています。

自分の好きなものを持ってきて過ごしてもOKです!

先日は、6ヶ月の赤ちゃんと5歳のお兄ちゃんの2人の子どもを連れて遊びに行きました。子どもが「みんなでやりたい!」と持参したカードゲームをして、楽しい時間を過ごしました。

このカフェの場は、何もしないけど、何かが生まれる場所のようだと感じました。

祝・10周年

これからも
PACガーディアンズをよろしく
お願い致します。

ご相談、お問合せは
こちらへお気軽に!

PACガーディアンズ
障害者成年後見支援センター
〒273-0005
船橋市本町6-3-16レックスマンション
602号室
電話:047-407-4441
FAX:047-407-4860